

火事にご注意ください（お知らせとお願い）

火災を防ぐために

- ・寝たばこは、やめましょう。
- ・ストーブの周りに可燃物が
ないか確認しましょう。
- ・ガスコンロを離れる時は、
必ず火を消しましょう。



火災のとき

1 通報

- ・119番通報（住所、燃えているもの、
けが人の有無、氏名、電話番号など
を落ち着いて通報してください）。
- ・自動火災報知設備が設置されている場合は、共用
部の発信機を押し、警報音（音声や非常ベル）を鳴
らします。警報装置がない場合は大声で周囲に知
らせてください。



2 初期消火

- ・自宅から出火した炎が天井や自分の身長よりも低
く、火元が確認できるのであれば、消火器等で消
火してください（火が天井に達していないうちに
消火しましょう。気づいた時点で火が天井に達し
ている場合や、初期消火ができないと判断した場
合には無理をしないですぐに避難してください）。

3 避難・誘導

- ・避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉
めて空気を遮断し、すみやかに行動しましょう。
- ・服装や貴重品の持ち出しにこだわらず、できるだ
け早く屋外に避難してください。
- ・一度避難したら、消防署等が安全を確認するまで
絶対に家の中へ戻らないようにしてください。
- ・共用部にある発信機のボタンを押す、大声で火災
の発生を知らせる等、周囲の住戸に火災の発生を
知らせてください。
- ・避難する場合は、エレベーターを使用せずに階段
を利用してください。

4 連絡

火事を発見した場合は、その大小にかかわらず、管
轄の消防署およびUR都市機構の管理サービス事務
所または管轄の住まいセンター等にご連絡ください。

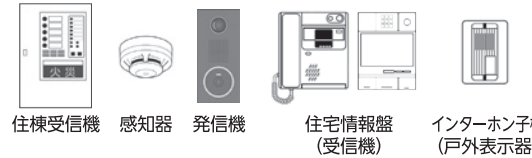
※「通報」、「初期消火」、「避難・誘導」の順に行動す
ることが基本です。しかし、状況によっては優先
順位が異なりますので、逃げ遅れないように冷
静な判断を心掛けましょう。

普段からの心得

- ・万が一の場合に備えて、避難経路を確認しておき
ましょう。
- ・消火器や避難はしご等の避難器具がある場合に
は、その位置と使い方を確認しましょう。
- ・避難経路となる廊下や隔て板の近辺には、物を置
かないようにしましょう。
- ・警報装置は、団地（住棟）ごとに異なります。ご自
身の住宅の火災警報設備の取扱説明書等を確認
しておきましょう。
- ・消防設備点検の際は、ご協力くださいますようお願い
いたします。

自動火災報知設備とは

UR都市機構では、消防法に基づき、一部の住棟
に自動火災報知設備が設置されています。火災発
生時には火災感知器が熱や煙を感知し、この火災
信号を受信機が受けることで警報音が鳴り、火事
の発生を知らせます。



※団地や住棟により、自動火災報知設備の内容は
異なりますので、これを機会にいま一度ご自身
の住棟の設備内容を取扱説明書等によりご確認
ください。

※注意事項

- ①火災信号を受信した場合は、火災かどうかを
確認するまでは警報音を停止しないようにお
願いします（停止ボタンを押すと警報音は停
止します。また、住宅情報盤で警報音を停止
すると玄関にあるインターホン子機の警報音
も停止します）。
- ②設備の操作方法是、入居時にお渡ししてい
る取扱説明書でご確認ください。
- ③誤報時の対応がわずらわしい等の理由から、
音声やベルを停止状態にすることは危険です。

住宅用火災警報器とは

UR都市機構では、消防法に基づき、一部の住
棟に住宅用火災警報器を設置しております。火災
発生時に火災感知器が熱や煙を感知すると警報音
が鳴り、火事の発生を知らせます。火災感知器や
スプリンクラー設備が設置されておらず、ご自宅
の居室等に住宅用火災警報器が設置されていない
場合は、管理サービス事務所もしくはお住まいの
団地を管轄する住まいセンター等へご連絡をお願
いいたします。

※定期的に作動確認をしましょう

1か月に一度を目安として、住宅用火災警
報器本体から下がっている引きひもを引く、
又はボタンを押すことにより動作確認を行
いましょう。長期間家を留守にしたときも
動作確認をしましょう。



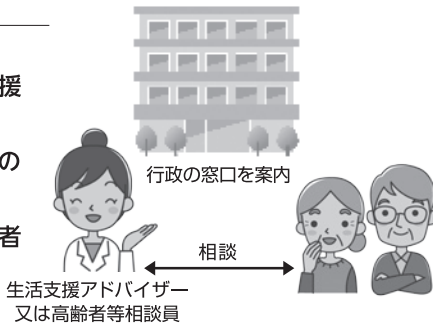
高齢者等の方が ご利用できる相談窓口

「高齢者等相談員」と「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、ご高齢の方から
のご相談等を受け付けています（定期的に一部の団地を巡回し、直接
ご相談等を受け付けています）。また、一部の団地に「生活支援アド
バイザー」を配置し、同様の相談等を受け付けています。

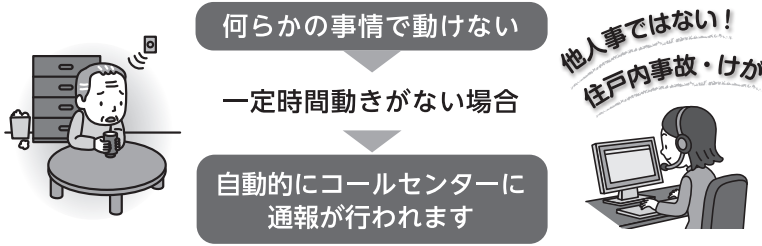
主な相談内容

- ・UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援
する制度の案内・相談
- ・見守りサービスや生活関連情報の
提供
- ・行政の福祉窓口の案内（生活困窮者
支援相談窓口などを含む）
- ・公営住宅窓口の案内



知っていますか？ 見守りサービス

見守りサービスは、URのパートナー事業者：立山化学株式会社が、
住宅内に設置する安否センサーからの安否通報を受信したとき
に、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡
を行うサービスです。



月額料金	・初期費用（事務手数料・機器設置代）として7,249円（税込） が別途必要です。 ・約3年に1回の電池交換が必要となり、別途料金が必要 です（2,640円（税込）/台）。
990円（税込）	

【お問合せ先】詳しくは、最寄りの住まいセンターまでお問合せください。

◎お住まいの団地を管轄する住まいセンター等の情報はこちらからご確認いただけます。

～住宅内設備等が故障等により使用できなくなったときは、速やかにご連絡をお願いします～

URお問合せ先一覧

検索



新型コロナウイルス感染症に便乗した悪徳商法にご注意ください。